

# 通信端末修理費用保険普通保険約款

## 第1章 総則

### 第1条(用語の定義)

この普通保険約款において使用する用語の定義は次のとおりとします。ただし、別に定める定義のある場合は、この限りではありません。

用語	定義
保険契約者	当会社と保険契約を締結し、保険契約上の様々な権利（契約内容変更などの請求権）と義務（告知義務、通知義務、保険料の支払義務など）を有する、契約内容確認証記載の者をいい、個人に限ります。
被保険者	対象端末を所有または使用する、契約内容確認証記載の被保険者（個人）をいいます。
当会社	この保険契約の引受保険業者をいいます。
契約内容確認証	保険契約の締結とその内容を証するもので、当会社が保険契約者に対し電磁的方法によって提供するものをいいます。なお、この保険において、当会社は保険証券またはこれに代わる書面の発行は行いません。
保険契約者マイページ	当社のウェブサイト上に設けた保険契約者ごとの専用ページをいい、本ページにおいて契約内容確認証の表示および当会社からの通知内容の表示を行います。
対象端末	この保険の補償の対象となる契約内容確認証に記載の端末機器をいいます。
補償対象事故	対象端末に生じた場合に補償対象となる故障、水濡れまたは破損をいいます。
故障	外来の事故に直接起因しない電気的または機械的な事由により、対象端末が正常に動作しなくなることをいいます。
水濡れ	不測かつ突発的な事故により水に濡れ、対象端末が正常に動作しなくなることをいいます。
破損	不測かつ突発的な事故により対象端末が壊れたり、傷ついたりすることにより、対象端末が正常に動作しなくなることをいいます。
修理費用	対象端末に補償対象事故が生じ、修理または有償交換された場合に被保険者が負担した費用をいいます。ただし、通信端末に係る見積り取得に関する費用、送料および費用支払い時の事務費用等の付随費用は除きます。
有償交換	対象端末の商品特性または保証等の定めに従い、修理不能な場合に同品番商品または後継品番商品へ有償で交換された場合をいいます。
修理不能	対象端末に補償対象事故が生じ、修理または有償交換できなかった場合をいいます。
買替費用	対象端末が修理不能となったことにより、被保険者が対象端末の代替品（端末の種類が修理不能となった対象端末と同一である物に限ります。）を購入するのに要した費用をいいます。
1回の事故	対象端末に生じた1回の補償対象事故をいいます。なお、複数の対象端末に同時に補償対象事故が発生した場合においても、対象端末ごとに1回の事故と数えます。
他の保険契約等	この保険契約と保険金支払事由を同じくする保険契約および共済契約をいいます。
保証等	メーカー、通信会社、販売店等が提供する他の保険契約等以外の保証サービス等をいいます。
保険金	対象端末に補償対象事故による損害が生じた場合に、当会社が被保険者に支払う金銭のことをいい、この保険においては、修理費用保険金および修理不能時買替費用保険金があります。
保険金額	保険契約において設定する契約金額のことをいい、補償対象事故が発生した場合に、当会社が支払う保険金の限度額となります。その金額は契約内容確認証に記載されています。
告知事項	危険（損害の発生の可能性）に関する重要な事項のうち、保険契約締結の際の契約申込画面において入力事項等とすることによって当会社が告知を求めたものをいいます。
保険期間	当会社が保険責任を負う期間をいい、契約内容確認証記載の保険期間の始期（保険期間開始日）に始まり、契約内容確認証記載の保険期間の終期（保険期満了日）に終わります。
電磁的方法等による通知	保険契約者マイページに表示する方法による通知または保険契約者が連絡先として指定した電子メールアドレスへのEメール送信による通知をいいます。

## 第2条(対象端末の範囲)

1. 対象端末の範囲は、当会社に対象端末(スマートフォン1台に加え、任意追加2台までの計3台を上限とします)として通知された、被保険者が所有または使用するスマートフォン、タブレット、携帯ゲーム機(当会社が認めた機種に限ります。)またはスマートウォッチで、Wi-Fi接続機能を有する物とします。ただし、この保険契約の申込日時点において次の(1)から(6)のすべてに該当し、かつ(7)または(8)のいずれかに該当する物に限ります。

(1)正常に全機能が動作するもの

(2)保険期間開始日時点においてメーカー発売日から5年以内の製品であるか、メーカー発売日から5年を超える製品であっても、保険期間開始日を起算日として1年前より後に購入したことの証明ができる端末

(3)被保険者の家族、知人、オークション等からの購入または譲渡された端末でないこと

(4)日本国内で使用することが認められている通信端末である(技適マークがある)こと

(5)メーカー(正規サービスプロバイダを含みます。)が修理対応を行っている端末であること

(6)中古品の場合には、法人が運営している販売店(オンラインショップを含みます。)で購入し、購入時点において当該販売店による3ヶ月以上の製品保証(動作保証)が確認できる端末であること

(7)日本国内で販売されたメーカー純正の製品であること。メーカーには、日本メーカーの他、当会社に対象端末として通知した時点において、日本法人を設立している日本国外メーカーを含みます。

(8)移動体通信事業者(仮想移動体通信事業者(MVNO)を含みます。)により日本国内で販売された製品であること

2. 次の物は、対象端末に含まれず補償の対象とはなりません。

(1)対象端末に挿入して使用するSIMカード、メモリーカード等

(2)対象端末の電池パック、バッテリー、充電器、ACアダプター、付属ケーブル等の付属品

## 第2章 補償条項

### 第3条(保険金を支払う場合)

1. 当会社は、保険期間中に生じた次に掲げる(1)から(3)のいずれかの事由により、対象端末に損害が生じ、被保険者が修理費用を負担した場合に、修理費用保険金を支払います。

(1)故障

(2)水濡れ

(3)破損

2. 当会社は、保険期間中に生じた次に掲げる(1)から(3)のいずれかの事由により、対象端末に損害が生じ、修理不能となり、被保険者が対象端末の買替費用を負担した場合に、修理不能時買替費用保険金を支払います。

(1)故障

(2)水濡れ

(3)破損

### 第4条(保険金の支払額および支払限度)

1. 当会社が前条第1項の修理費用保険金として支払うべき額は、被保険者が負担した修理費用の額とします。ただし、1回の事故につき契約内容確認証に記載の保険金額を限度とします。

2. 当会社が前条第2項の修理不能時買替費用保険金として支払うべき額は、被保険者が負担した買替費用の額とします。ただし、1回の事故につき修理不能となった対象端末の購入金額(注)に50%を乗じた額と契約内容確認証に記載の保険金額に50%を乗じた額のいずれか低い額を限度とします。

(注)当会社に告知された対象端末の購入金額の妥当性に疑義がある場合には、損害発生直前の状態の対象端末と同等な端末を再取得するのに要する金額とします。

3. 当会社が支払う保険金の支払回数は、すべての対象端末に対する修理費用保険金および修理不能時買替費用保険金を通算して、1保険年度(保険期間開始日から1年ごとの期間をいいます)につき2回を限度とします。また、1回の事故に対する修理費用保険金および修理不能時買替費用保険金の支払いは、いずれか一方のみとし、かつ1回に限ります。

### 第5条(保険金を支払わない場合)

当会社は次のいずれかの事由によって生じた損害および次のいずれかに該当する損害に対しては、保険金を支払いません。

(1)差押え、収用、没収、破壊等国または公共団体の公権力の行使によって生じた損害。ただし、消防または避難に必要な処置によって生じた損害については保険金を支払います。

(2)対象端末の自然の消耗もしくは劣化(自然消耗等によるバッテリー、電池の交換を含みます。)または性質による変色、変質、さび、かび、腐敗、腐食、浸食、ひび割れ、はがれ、肌落ちその他類似の事由またはねずみ食いもしくは虫食い等によって生じた損害

(3)対象端末の欠陥によって生じた損害

(4)購入から1年以内のメーカーの瑕疵による故障等による損害

(5)対象端末に加工(修理を除きます。)、改造(ソフトウェアの改造を含みます。)を施した場合、加工または改造着手後に生じた損害

(6)対象端末に対する修理、清掃等の作業中における作業上の過失または技術の拙劣によって生じた損害。ただし、これらの事由によって火災または破裂・爆発が発生した場合は保険金を支払います。

(7)対象端末の使用または管理において通常生じ得るすり傷、かき傷、塗料の剥がれ落ち、ゆがみ、たわみ、へこみその他外観上の損傷または汚損であって、その対象端末が有する機能の喪失または低下を伴わない損害

- (8)保険契約者、被保険者またはこれらの者の法定代理人の故意もしくは重大な過失または法令違反によって生じた損害
- (9)被保険者でない者が保険金の全部または一部を受け取るべき場合においては、その者またはその者の法定代理人の故意もしくは重大な過失または法令違反によって生じた損害
- (10)被保険者と世帯を同じくする親族の故意によって生じた損害
- (11)事故内容等について被保険者から虚偽の報告がなされたことが明らかになった損害
- (12)詐欺または横領によって対象端末に生じた損害
- (13)置き忘れまたは紛失によって生じた損害
- (14)対象端末の盗難およびその間に生じた損害
- (15)戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動によって生じた損害
- (16)核燃料物質もしくは核燃料物質によって汚染された物の放射性、爆発性その他の有害な特性またはこれらの特性による事故によって生じた損害
- (17)地震もしくは噴火またはこれらによる津波によって生じた損害
- (18)水災によって生じた損害
- (19)台風、旋風、暴風、暴風雨等の風災によって屋外に所在する対象端末に生じた損害
- (20)日本国外で生じた損害
- (21)日本国外で修理等を実施した場合の修理費用の損害
- (22)保険期間始期日前に生じた事故による損害
- (23)保険期間が終了した日の翌日以降に生じた事故による損害
- (24)対象端末の修理の際に発生した修理費用以外の費用(見積書・修理報告書等の書面作成費用、送料、データ復旧費用、内部点検費用、システムのアップデート費用等)を負担したことによる損害
- (25)被保険者が保証等を利用したことにより、てん補された損害

## 第6条(他の保険契約等がある場合の保険金の支払額)

他の保険契約等がある場合において、他の保険契約等がないものとして計算されたそれぞれの保険契約の支払責任額の合計額が、損害の額を超えるときは、次に定める額を、保険金として支払います。

- (1)他の保険契約等から保険金等が支払われていない場合

この保険契約の支払責任額とします。

- (2)他の保険契約等からの保険金等が支払われた場合

損害の額から、他の保険契約等から支払われた保険金等の合計額を差し引いた残額とします。ただし、この保険契約の支払責任額を限度とします。

## 第7条(保険料の増額または保険金額の減額もしくは保険金の支払削減)

- 1.当会社は、保険期間中に収支状況が悪化し、保険料の計算基礎に著しい影響を及ぼす場合は、当会社の定めるところにより、保険契約者に予め電磁的方法等による通知をした上で、将来に向かって保険料の増額または保険金額の減額を行うことがあります。
- 2.当会社は、保険期間中の保険金支払が増加し、保険金の支払いのための財源が不足する場合、当会社の定めるところにより保険金を削減して支払うことがあります。
- 3.第1項および前項の適用を行う場合は、保険契約者に速やかに電磁的方法等により通知します。

## 第3章 基本条項

### 第8条(保険証券の発行の省略)

- 1.当会社は、この保険契約において、保険証券、保険契約更新証またはこれに代わる書面(以下、本条において「保険証券等」といいます。)の発行を行いません。
- 2.当会社は、保険証券等の発行に代えて、契約内容確認証を保険契約者マイページに表示する方法により、保険契約者に提示します。

### 第9条(保険責任の始期および終期)

- 1.当会社の保険責任は、保険期間開始日(注)の0時に始まり、末日の24時に終わります。
- (注)当会社が第1回保険料を受領し、保険契約の引受を承諾した場合には、保険契約の引受を承諾した日の翌日が保険期間開始日となり、契約内容確認証に表示されます。
- 2.前項の時刻は、日本国の標準時によるものとします。

### 第10条(保険料の払込方法および払込経路)

- 1.この保険契約の保険料の払込方法は、月払とします。
  - 2.この保険契約の保険料の払込経路は、次のいずれかの方法によるものとします。
- (1)クレジットカード払
- この場合、当会社が提携するクレジットカードに限るものとし、保険契約者本人がクレジットカード会社の会員規約等(以下、「会員規約等」といいます)に基づくクレジットカードの使用権者となっているクレジットカードを指定するものとします。

## (2)キャリア決済払

この場合、当会社が指定する移動体通信事業者の行うキャリア決済サービスによるものとし、移動体通信事業者の定める規約等によりキャリア決済サービスの使用が認められた者と保険契約者が同一である場合に限ります。

## 第11条(保険料の払込—クレジットカード払の場合)

- 1.保険契約者はクレジットカードによって保険料を払い込むものとし、当会社が、クレジットカード会社へそのクレジットカードの有効性および利用限度額内であること等の確認を行ったうえで、当会社がクレジットカードによる保険料の払込みを承認した時に、保険契約者が当会社に保険料を払い込んだものとみなします。
- 2.前項の規定は、当会社がクレジットカード会社から保険料相当額を領収できない場合には適用しません。ただし、保険契約者が会員規約等に従いクレジットカードを使用し、クレジットカード会社に対してこの保険契約にかかる保険料相当額を既に払い込んでいる場合には、その保険料が払い込まれたものとみなして前項の規定を適用します。
- 3.前項の当会社がクレジットカード会社から保険料相当額を領収できない場合、当会社は保険契約者にその旨を速やかに電磁的方法等により通知します。保険契約者は速やかに有効なクレジットカードの情報を当会社に通知し、保険料を払い込むものとします。
- 4.保険契約者が、会員規約等に従いクレジットカードを使用した場合において、前項の規定により当会社が保険料を請求し、保険契約者が遅滞なくその保険料を支払ったときは、第1項の規定による払い込んだ日をもって保険契約者が当会社に保険料を払い込んだものとみなします。なお、前項の規定により当会社が請求した保険料を当会社が指定した期日までに保険契約者が払い込まなかつた場合の取り扱いは、第14条(保険料不払の場合の保険契約の取扱い)の規定によるものとします。

## 第12条(保険料の払込—キャリア決済払の場合)

- 1.保険契約者はキャリア決済払によって保険料を払い込むものとし、当会社が、移動体通信事業者によるキャリア決済サービスの認証ならびに承認がなされたこと等の確認を行ったうえで、キャリア決済による保険料の払込みを承諾した時に、保険契約者が当会社に保険料を払い込んだものとみなします。
- 2.前項の規定は、当会社が移動体通信事業者から保険料相当額を領収できない場合には適用しません。ただし、保険契約者が会員規約等に従い、移動体通信事業者に対してこの保険契約にかかる保険料相当額を既に払い込んでいる場合には、その保険料が払い込まれたものとみなして前項の規定を適用します。
- 3.前項の当会社が移動体通信事業者から保険料相当額を領収できない場合、当会社は保険契約者にその旨を速やかに電磁的方法等により通知し、当会社は保険契約者に保険料を直接請求できるものとします。この場合は、保険契約者は当会社が指定する方法により、保険料を払い込むものとします。
- 4.保険契約者が、規約等に従いキャリア決済サービスを利用し、前項の規定により当会社が保険料を請求し、保険契約者が遅滞なくその保険料を支払ったときは、第1項の規定による払い込んだ日をもって保険契約者が当会社に保険料を払い込んだものとみなします。なお、前項の規定により当会社が請求した保険料を当会社が指定した期日までに保険契約者が払い込まなかつた場合の取り扱いは、第14条(保険料不払の場合の保険契約の取扱い)の規定によるものとします。

## 第13条(保険料の払込期日)

保険契約者は次の払込期日までに保険料を払い込まなければなりません。

保険料	払込期日
①第1回保険料(注1)	保険期間開始日の前日
②第2回以降の保険料(注2)	初回保険料の払込期日の翌月以降毎月の応当日(注3)

(注1)更新契約の第1回保険料保険料を含みます。以下同様とします。

(注2)更新契約の第2回以降の保険料を含みます。以下同様とします。

(注3)応当日がない場合は、月の末日とします。

## 第14条(保険料不払の場合の保険契約の取扱い)

前条の払込期日までに保険料の払込みがない場合の保険契約の取扱いは次のとおりとします。

保険料	保険契約の取扱い
①第1回保険料が前条①の払込期日までに払い込まれない場合	保険契約は、成立しなかったものとし、当会社は、その旨を保険契約者に電磁的方法等により通知します。
②第2回以降の保険料が前条②の払込期日までに払い込まれない場合	保険契約は、払い込まれなかった保険料の払込期日の翌日に失効するものとし、当会社は、その旨を保険契約者に電磁的方法等により通知します。

## 第15条(保険契約が取消しまたは無効となる場合)

保険契約締結の際、次のいずれかの事実があったときは、保険契約は取消しまたは無効とします。

- 1.保険契約者または被保険者の詐欺または強迫により当会社が保険契約を締結した場合には、当会社は保険契約者に対する電磁的方法等による通知をもって、この保険契約を取り消すことができ、すでに払い込まれた保険料は返還しません。
- 2.保険契約者または被保険者が、保険金を不法に取得する目的または第三者に保険金を不法に取得させる目的をもって保険契約を締結した場合には、この保険契約を無効とし、当会社は、すでに払い込まれた保険料は返還しません。

## 第16条(告知義務)

- 1.保険契約者または被保険者になる者は、保険契約締結の際、告知事項について、当会社に事実を正確に告げなければなりません。
- 2.保険契約締結の際、保険契約者または被保険者が、告知事項について、故意または重大な過失によって事実を告げなかつた場合または事実と異なることを告げた場合は、当会社は、保険契約者に対する電磁的方法等による通知をもつて、この保険契約を解除することができます。
- 3.前項の規定は、次のいずれかに該当する場合は適用しません。
  - (1)前項に規定する事実がなくなった場合
  - (2)当会社が保険契約締結の際、前項に規定する事実を知っていた場合または過失によってこれを知らなかつた場合(注)
  - (3)保険契約者または被保険者が、当会社が保険金を支払うべき損害が発生する前に、告知事項につき、電磁的方法等をもつて訂正を申し出で、当会社がこれを承認した場合。なお、訂正の申出を受けた場合において、その訂正を申し出た事実が、保険契約締結の際に当会社に告げられていたとしても、当会社が保険契約を締結していたと認めるときにかぎり、これを承認するものとします。
  - (4)当会社が、前項の規定による解除の原因があることを知った時から1ヶ月を経過した場合または保険契約締結時から5年を超えて有効に継続した場合
- (注)当会社のために保険契約の締結の代理を行う者が、事実を告げることを妨げた場合または事実を告げないこともしくは事実と異なることを告げることを勧めた場合を含みます。
- 4.第2項の規定による解除が損害の発生した後になされた場合であっても、第20条(保険契約解除の効力)の規定にかかわらず、当会社は、保険金を支払いません。この場合において、既に保険金を支払っていたときは、当会社は、その返還を請求することができます。
- 5.前項の規定は、第2項に規定する事実に基づかずして発生した事故による損害については適用しません。

## 第17条(通知義務)

- 1.保険契約締結の後、告知事項の内容に変更を生じさせる事実(注)が発生した場合は、保険契約者または被保険者は、遅滞なく、その旨を当会社に通知しなければなりません。ただし、その事実がなくなった場合は、当会社への通知は必要ありません  
(注)告知事項のうち、保険契約締結の際の契約申込画面等において、この条の適用がある事項として定めたものに関する事実にかぎり、対象端末の入れ替え、追加または削除を含みます。
- 2.前項の事実の発生によって危険増加が生じた場合において、保険契約者または被保険者が、故意または重大な過失によって遅滞なく前項の規定による通知をしなかつたときは、当会社は、保険契約者に対する電磁的方法等による通知をもつて、この保険契約を解除することができます。
- 3.前項の規定は、当会社が、前項の規定による解除の原因があることを知った時から1ヶ月を経過した場合、または危険増加が生じた時から5年を超えて有効に継続した場合は適用しません。
- 4.第2項の解除が損害の発生した後になされた場合であっても、第20条(保険契約解除の効力)の規定にかかわらず、解除に係る危険増加が生じた時から解除がなされた時までに発生した損害に対しては、当会社は、保険金を支払いません。この場合において、既に保険金を支払っていたときは、当会社はその返還を請求することができます。
- 5.前項の規定は、その危険増加をもたらした事由に基づかずして発生した事故による損害については適用しません。
- 6.第2項の規定にかかわらず、第1項の事実の発生によって危険増加が生じ、この保険契約の引受範囲外となった場合は、当会社は、保険契約者に対する電磁的方法等による通知をもつて、この保険契約を解除することができます。
- 7.前項の規定による解除が損害の発生した後になされた場合であっても、第20条(保険契約解除の効力)の規定にかかわらず、解除に係る危険増加が生じた時から解除がなされた時までに発生した損害に対しては、当会社は、保険金を支払いません。この場合において、既に保険金を支払っていたときは、当会社は、その返還を請求することができます。
- 8.第1項の規定により、対象端末の入れ替え、追加または削除が当会社に通知され、当会社がこれを承認した場合には、その対象端末の変更の効果は、当会社による承認日の翌日から適用され、その内容は契約内容確認証に表示されます。

## 第18条(保険契約者の住所または通知先の変更)

- 1.保険契約者が契約内容確認証記載の住所または通知先を変更した場合は、保険契約者は、遅滞なく、その旨を当会社に通知しなければなりません。
- 2.保険契約者が前項の通知を行わなかった場合は、当会社は、保険契約者が最後に当会社に通知した住所または通知先に発信した通知は、保険契約者に到達したものとみなします。

## 第19条(重大事由による解除)

- 1.当会社は、次のいずれかに該当する事由がある場合は、保険契約者に対する電磁的方法等による通知をもつて、この保険契約を解除することができます。
  - (1)保険契約者または被保険者が、当会社にこの保険契約に基づく保険金を支払わせることを目的として損害を生じさせ、または生じさせようとしたこと。
  - (2)被保険者が、この保険契約に基づく保険金の請求について、詐欺を行い、または行おうとしたこと。
  - (3)保険契約者または被保険者が、次のいずれかに該当すること。
    - ①反社会的勢力(注)に該当すると認められること。
    - ②反社会的勢力(注)に対して資金等を提供し、または便宜を供与する等の関与をしていると認められること。
    - ③反社会的勢力(注)を不当に利用していると認められること。
    - ④その他反社会的勢力(注)と社会的に非難されるべき関係を有していると認められること。

(4)(1)から(3)までに掲げるもののほか、保険契約者または被保険者が、(1)から(3)までの事由がある場合と同程度に当会社のこれらの人に対する信頼を損ない、この保険契約の存続を困難とする重大な事由を生じさせたこと。

(注)暴力団、暴力団員(暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者を含みます。)、暴力団準構成員、暴力団関係企業その他の反社会的勢力をいいます。

2.前項の規定による解除が損害の発生した後になされた場合であっても、第20条(保険契約解除の効力)の規定にかかわらず、前項の(1)から(4)までの事由が生じた時から解除がなされた時までに発生した事故による損害に対しては、当会社は、保険金を支払いません。この場合において、既に保険金を支払っていたときは、当会社は、その返還を請求することができます。

3.保険契約者が第1項の(3)①から④までのいずれかに該当することにより第1項の規定による解除がなされた場合には、前項の規定は、第1項の(3)①から④までのいずれにも該当しない被保険者に生じた損害については適用しません。

## 第20条(保険契約解除の効力)

保険契約の解除は、将来に向かってのみその効力を生じます。

## 第21条(保険契約者による保険契約の解約)

保険契約者は、当会社に対する所定の方法による通知をもって、この保険契約を将来に向かって解約することができます。

## 第22条(保険料の返還-解除または解約の場合)

1.第16条(告知義務)第2項、第17条(通知義務)第2項または第19条(重大事由による解除)第1項の規定により、当会社が保険契約を解除した場合には、当会社は、保険料を返還しません。ただし、解除日以降の期間に対応する保険料が既に払い込まれている場合には、その保険料のうち未経過期間(注)に対応する保険料を返還します。

(注)1か月に満たない端日数は切り捨てます。以下同様とします。

2.第21条(保険契約者による保険契約の解約)の規定により、保険契約者が保険契約を解約した場合には、当会社は、保険料を返還しません。ただし、解約日以降の期間に対応する保険料が既に払い込まれている場合には、その保険料のうち未経過期間に対応する保険料を返還します。

## 第23条(保険料の返還-失効の場合)

第14条(保険料不払の場合の保険契約の取扱い)の規定により、保険契約が失効となる場合には、当会社は、保険料を返還しません。

## 第24条(保険契約の更新)

1.当会社は、保険期間満了日の2か月前までに保険契約者に更新後の保険契約の内容を記載した更新案内を電磁的方法等により通知します。

2.前項の規定にかかわらず、更新前の保険契約において、次のいずれかに該当した場合には、当会社は更新契約の引受を行わないものとし、その旨を保険期間満了日の2か月前までに保険契約者に電磁的方法等により通知します。

(1)当会社が保険金支払のために行う調査に際して保険契約者または被保険者がこれに協力しなかった場合またはこれに準ずる場合

(2)保険金の請求に際して保険契約者または被保険者が虚偽の事実を申告した場合等、保険金詐取の可能性が強く疑われる場合

(3)被保険者に係る保険金請求の発生頻度、保険金の請求金額等が他の被保険者と比較して著しく過大であり、保険契約を更新することが被保険者間の公平性を欠くと判断される場合

3.第1項の更新通知を受けた保険契約者から保険期間満了日の1か月前までに、保険契約を更新しない旨の申し出が無い場合には、第1項の更新案内の内容により保険契約は更新されるものとします。

4.保険契約を更新する場合には、保険契約者は、更新契約の保険期間開始日の前日までに更新契約の第1回保険料を当会社に払い込まれなければならず、更新契約の第1回保険料が、更新契約の保険期間開始日の前日までに払い込まれなかった場合には、前項の規定にかかわらず、保険契約は更新されなかつるものとします。

5.保険契約が更新された場合、当会社は更新完了通知を電磁的方法等により保険契約者に行います。

## 第25条(更新時の保険料の増額または保険金額の減額)

1.当会社は、この保険が不採算となり、この保険契約の計算の基礎に著しい影響を及ぼす事情が発生したと認めた場合には、当会社の定めるところにより、保険契約の更新時に保険料の増額または保険金額の減額を行うことがあります。

2.前項の更新時における保険料の増額または保険金額の減額を行う場合は、当会社は、保険契約者に対し保険期間満了日の2か月前までにその内容を電磁的方法等により通知します。

## 第26条(保険契約の更新を受けない場合)

1.当会社は、この保険が不採算となり、更新契約の引受けが困難になった場合には、保険契約の更新を受けないことがあります。

2.前項の保険契約の更新の引き受けを行わない場合には、当会社は、保険契約者に対し保険期間満了日の2か月前までにその旨を電磁的方法等により通知します。

## 第27条(補償対象事故の通知)

- 1.保険契約者または被保険者は、補償対象事故が発生した場合は、損害の発生ならびに他の保険契約等の有無および内容(注)を当会社に遅滞なく通知しなければなりません。
- 2.保険契約者または被保険者が、正当な理由なく前項の規定に違反した場合は、当会社は、それによって当会社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払います。  
(注)既に他の保険契約等から保険金等の支払または保証等を利用した場合には、その事実を含みます。

## 第28条(保険金の請求)

- 1.当会社に対する保険金請求権は、第3条(保険金を支払う場合)の保険金支払事由が生じた時から発生し、これを行使することができるものとします。
- 2.被保険者が保険金の支払を請求する場合は、次の書類または証拠のうち、当会社が求めるものを電磁的方法等により提出しなければなりません。
  - (1)保険金請求書
  - (2)対象端末の修理の内容および修理金額が記載されている修理費用領収書等
  - (3)対象端末の損害状況が分かる画像等
  - (4)対象端末の修理が不能となった事実等が記載されている損害見積書等および対象端末の代替品を購入した事実が確認できる領収書等
  - (5)その他当会社が第29条(保険金の支払時期)第1項に定める必要な事項の確認を行うために欠くことのできない書類、または証拠として保険契約締結の際に当会社が提示する重要事項説明書において定めたもの
- 3.当会社は、事故の内容等に応じ、保険契約者または被保険者に対して、前項に掲げるもの以外の書類もしくは証拠の提出または当会社が行う調査への協力を求めることができます。この場合は、当会社が求めた書類または証拠を速やかに提出し、必要な協力をしなければなりません。
- 4.保険契約者または被保険者が、正当な理由がなく前項の規定に違反した場合は第2項および第3項の書類に事実と異なる記載をし、もしくはその書類もしくは証拠を偽造もししくは変造した場合は、当会社は、それによって当会社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払います。

## 第29条(保険金の支払時期)

- 1.当会社は、請求完了日(注)からその日を含めて 30 日以内に、当会社が保険金を支払うために必要な次の事項の確認を終え、保険金を支払います。
  - (1)保険金の支払事由発生の有無の確認に必要な事項として、事故の原因、事故発生の状況、損害発生の有無および被保険者に該当する事実
  - (2)保険金が支払われない事由の有無の確認に必要な事項として、保険金が支払われない事由としてこの保険契約において定める事由に該当する事実の有無
  - (3)保険金を算出するための確認に必要な事項として、損害の額および事故と損害との関係
  - (4)保険契約の効力の有無の確認に必要な事項として、この保険契約において定める解除、無効、失効または取消しの事由に該当する事実の有無
  - (5)(1)から(4)までのほか、他の保険契約等の有無および内容、損害について被保険者が有する損害賠償請求権その他の債権および既に取得したものとの有無および内容等、当会社が支払うべき保険金の額を確定するために確認が必要な事項  
(注)被保険者が前条第2項の手続を完了した日をいいます。以下同様とします。
- 2.前項の確認をするため、次に掲げる特別な照会または調査が不可欠な場合は、前項の規定にかかわらず、当会社は、請求完了日からその日を含めて次に掲げる日数(注1)を経過する日までに、保険金を支払います。この場合において、当会社は、確認が必要な事項およびその確認を終えるべき時期を被保険者に対して電磁的方法等により通知するものとします。

特別な照会または調査	日数
(1)前項(1)から(4)までの事項を確認するための、警察、検察、消防その他の公の機関による捜査または調査結果の照会(注2)	180日
(2)前項(1)から(4)までの事項を確認するための、専門機関による鑑定等の結果の照会	90日
(3)災害救助法(昭和 22 年法律第 118 号)が適用された災害の被災地域における前項(1)から(5)までの事項の確認のための調査	60日
(4)前項(1)から(5)までの事項の確認を日本国内において行うための代替的な手段がない場合の日本国外における調査	180日

(注1)複数に該当する場合は、そのうち最長の日数とします。

(注2)弁護士法(昭和 24 年法律第 205 号)に基づく照会その他法令に基づく照会を含みます。

3.第1項および第2項に掲げる必要な事項の確認に際し、保険契約者または被保険者が正当な理由なくその確認を妨げ、またはこれに応じなかった場合(注)は、これにより確認が遅延した期間については、第1項または第2項の期間に算入しないものとします。

(注)必要な協力を行わなかった場合を含みます。

## 第30条(時効)

保険金請求権は、第28条(保険金の請求)第1項に定める保険金請求権を行使できる時の翌日から起算して3年を経過した場合は、時効によって消滅します。

## 第31条(代位)

- 1.損害が生じたことにより被保険者が損害賠償請求権その他の債権(注)を取得した場合において、当会社がその損害に対して保険金を支払ったときは、その債権は当会社に移転します。ただし、移転するのは、次のいずれかの額を限度とします。
  - (1)当会社が損害の額の全額を保険金として支払った場合  
被保険者が取得した債権の全額
  - (2)(1)以外の場合  
被保険者が取得した債権の額から、保険金が支払われていない損害の額を差し引いた額  
(注)当会社が保険金を支払うべき損害に係る保険金、共済金その他の金銭の請求権および共同不法行為等の場合における連帯債務者相互間の求償権を含みます。
- 2.前項(2)の場合において、当会社に移転せずに被保険者が引き続き有する債権は、当会社に移転した債権よりも優先して弁済されるものとします。
- 3.保険契約者および被保険者は、当会社が取得する第1項の債権の保全および行使ならびにそのために当会社が必要とする証拠および書類の入手に協力しなければなりません。この場合において、当会社に協力するために必要な費用は、当会社の負担とします。

## 第32条(被保険者の変更)

- 1.保険契約者は、被保険者および当会社の同意を得て、被保険者を変更させることができます。
- 2.本条に係る変更については、当会社は契約内容確認証の記載の変更をもって変更手続きの完了を通知したものとします。
- 3.本条に係る変更の効力は前項の完了が通知された時から発生します。

## 第33条(訴訟の提起)

この保険契約に関する訴訟については、日本国内における裁判所に提起するものとします。

## 第34条(準拠法)

この普通保険約款に規定のない事項については、日本国の法令に準拠します。